

萩市こどもの居場所開設支援事業補助金

1. 事業趣旨

萩市では、こどもが気軽に立ち寄ることができる場所で、食事や体験活動等を通して、地域や人とのつながりを持ち、安心して過ごすことができる居場所が市内に広がるよう、こどもの居場所を新たに開設する団体等に対し、開設に要する経費を補助することにより、こどもの居場所づくりを推進することを目的とする。

2. 補助対象事業

食事提供（子ども食堂）、学習・体験活動など

- (1) 上記事業を市内のこどもがアクセスしやすい場所で、原則、年6回程度実施すること。
- (2) 参加児童やその保護者等の相談に応じ、必要に応じて適切な相談支援機関を紹介すること。
- (3) 支援活動にあたって、責任者を配置し、安全に実施すること。
- (4) 原則、18歳未満のこどもの利用が、おおむね5名程度見込めること。
- (5) 児童を広く受け入れ、補助対象団体が実施する事業の利用児童や会員等特定の者に受入を限定しないこと。また、事業実施時には、毎回、チラシの配布・掲示やホームページ等により、広く周知を行うこと。
- (6) 活動の実施にあたり、こどもの安全管理、個人情報の保護等に十分配慮すること。
- (7) 食事を提供する事業に当たっては、衛生管理やこどもの食物アレルギーの有無等に十分配慮すること。また、「食育」促進の観点に配慮すること。
- (8) 生ものなど、食中毒を起こす危険性がある食事の提供は避けること。
- (9) 実施について、地域住民の理解と協力を得られること。
- (10) 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること。
- (11) 営利を目的とした事業でないこと。
- (12) 政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業でないこと。
- (13) 特定の技能の向上を目指す教室事業や、競技目的のための事業でないこと。
- (14) 事業の実施により発生するおそれのある事故に備え、当該事故による損害を補償するための保険に加入すること。
- (15) 法令及び萩市の条例、規則、その他の規定を遵守すること。

3. 補助対象団体

市内でこどもの居場所づくりに取り組む民間団体で以下の全てに該当すること。

- ① 市内に主たる活動拠点があること
- ② 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
- ③ 事業開始の翌年度以降も継続して支援活動を実施する意思があること。

[補助対象外となる団体]

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号第2号に定められた暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体
- ② 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としている団体

4. 補助金額及び補助対象経費

新たにこどもの居場所を立ち上げる場合に、立ち上げに必要な経費の一部を補助します。

【補助金額】 1カ所につき20万円（上限額）

【対象費目】

費目	内容
食糧費	事業を実施するための準備経費
光熱水費	
燃料費	
消耗品費	単価が1万円未満の物品購入に係る費用
印刷製本費	拠点となる居場所やイベント周知のチラシ等の印刷製本費
改修費	拠点となる建物の改修費用
備品購入費	1万円以上の物品購入に係る費用
委託料	拠点となる居場所のHP作成に係る委託等
使用料及び賃借料	拠点となる建物・場所の使用料、家賃、備品等のリース料など
役務費	イベント等周知のための郵送料や広告料、保険料

<補助金の減額や返還について>

予定していた実施日数に達しない場合は、補助金を返還いただく可能性があります。天災や感染症対策等により、やむを得ず実施できない場合においては、実施日数としてカウントできます。上記事由により実施できなかった場合は、必ず子育て支援課にご報告ください。また、やむを得ず中止になった場合でも、準備のためにすでに支出した費用については、補助の対象となる場合があります。ただし、未使用金については返還の対象となります。

5. 補助対象期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日

6. 応募方法

<提出書類>

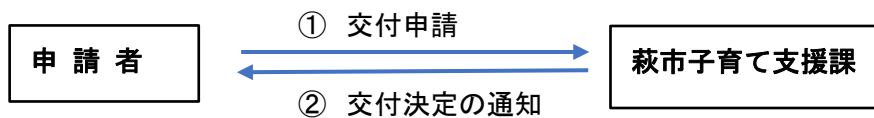
- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 団体概要書（第2号様式）
- ③ ※団体等の規約・会則、役員名簿等を添付
- ④ 事業計画書（第3号様式）
- ⑤ 収支予算書（第4号様式）

令和8年9月30日までに萩市子育て支援課へ提出

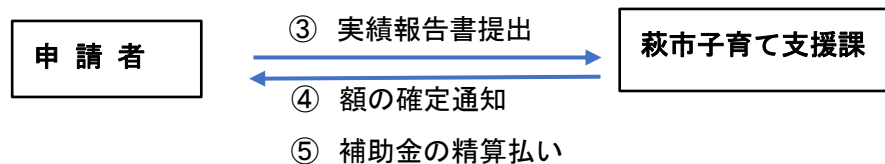
※提出前に事前相談をお願いします。

手続きの流れ

【補助金の申請】



【実績報告】



補助金の支払いは、実績報告に基づき、精算払いします。

7. 補助団体の選定方法

申請書の内容について、必要に応じて市のヒアリングや実施場所の現地確認などを行い、公益性、こどもの居場所事業の趣旨及び要件への適合性、事業の効果、計画性（実現可能性）、継続性、公開性、収支の妥当性など総合的に判断し、補助の採否を決定します。